

# 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議において これまで頂いた主なご意見

## これまでの検討の経緯

- **【論点1】 提供感染症の候補について**
  - ✓ 制度開始時は**新型コロナウイルス感染症**に関する情報を提供
- **【論点2】 連結データベースの候補について**
  - ✓ 事務局案（感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等に関する分析等の達成に資するデータベース（例：NDB、予防接種DB等）の例示に介護DBも加える
- **【論点3】 提供可能項目の検討について※新型コロナウイルス感染症の場合（第1回の積み残し）**
  - ✓ 個人特定に至らないよう、テキスト情報が中心の積極的疫学調査等は提供対象としない
  - ✓ 提供時の審査において具体的な提供項目を検討
- **【論点4】 提供先の範囲、提供に係る審査方法・基準**
  - ✓ 提供先の範囲については、NDBの「相当の公益性の基準」を参考にすることが妥当
  - ✓ 提供に係る審査基準については、他の公的DBの審査の観点と同様に確認することが妥当
- **【論点5】 感染症の特性を踏まえた匿名化の方法**
  - ✓ 他の公的DBと同等の加工基準を定め、個別の判断が必要な情報は提供時に審査
- **【論点6】 データの管理方法、中間生成物の管理**
  - ✓ 他のDBの運用を踏まえた安全管理措置を求める
  - ✓ 将来的にはHICの活用も検討することが望ましい
- **【論点7】 他のデータベースの取組を踏まえた、公表に係る審査方法・基準**
  - ✓ 他のDBの公表基準を踏まえるとともに、申請時の利用内容との整合性等を確認することが妥当
  - ✓ 結果の公表について違反があった場合は、罰則適用の可能性のあることをガイドラインに明記

## 第1回 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する 有識者会議（令和5年6月23日開催）

### その他のご意見

#### 【データの性質等】

- ✓ 義務として提供せざるを得ないということで個人が提供した情報なのか、あるいは任意で提供された情報なのかをどう考慮するかといった視点も必要ではないか。
- ✓ 提供のタイミングについても注意すべきではないか。

#### 【データの提供方法】

- ✓ 提供データをある程度パッケージ化して用意・提供し、研究者側で申請項目以外のデータは使わせないといった運用も考えられるのではないか。
- ✓ データのプリセットを作成しておくという方法も考えられる。

## 第2回 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する 有識者会議（令和5年7月24日開催）

### その他のご意見

#### 【法違反があった場合の対応について】

- ✓ 感染症法の規定には、是正勧告と罰則の2つがあるのでどのように振り分けるかを検討すべきではないか。

#### 【連結の方法】

- ✓ 将来的にはID5を用いた連結も検討してはどうか。
- ✓ 異なるDBから匿名加工情報を取得し、ID4で連結した結果個人が特定されうるのであれば、その対策を検討してはどうか。
- ✓ 研究者に連結作業をさせるのではなく、連結したデータを研究者に渡す仕組みを構築してはどうか。
- ✓ ID4については、過去にIDの生成を誤ることもあったため、適切なIDを作成できることが重要ではないか。

#### 【データの入力について】

- ✓ 現場での入力負担も考え、データ入力省力化できる仕組みを検討してどうか。